

市長説明要旨

－ 平成26年12月市議会定例会 －

四 万 十 市

本日、議員の皆さんのご出席をいただき、12月の市議会定例会が開会できますことをお礼申し上げます。

【提出議案】

今期定例会にお願いします議案は、専決処分の承認議案として「平成26年度四万十市一般会計補正予算」の1件、予算議案で「平成26年度四万十市一般会計補正予算」など20件、条例議案で「四万十市特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」など7件、その他の議案で「公の施設の指定管理者の指定について」など16件で、合計44件となっております。

この中で、先議をお願いする案件としまして、「平成26年度四万十市一般会計補正予算」など12件を提案しておりますので、よろしくお願いたします。このほかに報告事項が4件ございます。

提出議案の詳細については後程、副市長並びに所管からご説明しますので、私からは来年度の予算編成の考え方並びに9月定例会以降における主要課題等への取り組みについてご報告いたします。

【平成27年度予算編成方針】

はじめに、平成27年度の予算編成方針について申し上げます。

国は、全国的な人口減少、超高齢化社会への対応として、各地域がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続的な社会を創生できる

よう、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、これに取り組むこととしております。

一方で、本市の喫緊の課題である南海トラフ地震等の大規模自然災害の対策として、国は事業の優先順位を決め、施策の重点化を図り、大規模自然災害に強い国土及び地域を作るとしており、地域防災力の充実を図ることとした「国土強靱化基本計画」を策定し、これに取り組むこととしております。

また、公共施設等の老朽化対策として、「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体に対して早急に公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画する「公共施設等総合管理計画」の策定が強く求められており、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が進められております。

国の来年度の概算予算要求では、地方財政において、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」及び「中期財政計画」で示された方針を踏まえ、地方の一般財源総額について、平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することとしております。

しかしながら、国の試算では景気回復による地方税の増収を前提としているため、景気回復の波及効果の薄い地方にとっては税収が伸びず、交付税だけが減少した場合、一般財源の確保がますます難しくなることが予想されます。

本市の財政状況は、歳入面では自主財源に乏しく市税収入は減少傾向にあるうえ、普通交付税の合併算定替という合併支援措置の段階的な縮小が平成28年度より始まります。加えて、歳出面においては高齢化や景気動向による社会保障関係経費の増加など財政見通しは極めて厳しい状況で、これらを見据えた行財政運営が必要です。

平成27年度の予算編成は、このような状況を踏まえ、今年度策定する「四万十市総合計画」の将来像である「人が輝き、夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市」を目指して、次の4点を念頭に置き、限られた財源を効果的、効率的に活用するよう取り組みます。

1点目は「長期的な課題への取り組み」です。

「四万十市総合計画」を策定する中で本市のまちづくりの課題として、次の6点を整理しております。

- (1) 人口減少をいかに抑制するか
- (2) 産業の活性化をいかに図るか
- (3) 防災・減災への対応をいかに強化するか
- (4) 市民の福祉環境の充実をいかに高めるか
- (5) 四万十らしさの発揮をいかに推進するか
- (6) 中山間地域対策をいかに進めるか

しかしながら、いずれも即効的な解決策はないことから、長期的

な視点で取り組みを進めてまいります。

2点目は「施策の厳選と重点化」です。

喫緊の行政課題に対応し、限られた財源を活用するため、継続事業や緊急性・重要性の高い各種施策に優先的に財源を配分するよう、次の4つの重点施策を念頭に施策の厳選と重点化を図ります。

- (1) 産業の振興と雇用の創出
- (2) 交通インフラの整備
- (3) 地域防災力の向上
- (4) 子育て支援対策

また、新規事業を開始する時にはその効果が最大となるよう期限を設定し、見直し時期または終了時期を明確にしたうえで取り組みます。

3点目は「施設の有効活用と適正な管理」です。

新規施設の建設には莫大な費用がかかるうえに後年度のランニングコストも必要となるため、真に住民のニーズにあった施設であるか慎重に検討し着手する必要があります。

本市の財政状況もますます厳しくなるため、施設の新設による後年度負担を極力抑制するとともに、既存施設を再点検し有効活用を検討のうえ、適正な維持管理のもと長寿命化を図ります。

また、改修費用や維持管理コスト、利用状況などを考慮し、統合、

廃止も含めた抜本的な見直しに取り組みます。

4点目は「行財政のスリム化の推進」です。

先に申し上げましたとおり、普通交付税の合併支援措置の段階的な縮小により一般財源が大幅に減少することが予定されており、これに対応した持続可能な財政基盤の確立が必要です。

このため、各種事業を再点検しその必要性を見直すとともに、第2次行政改革での検討項目に積極的に取り組むなど、より一層のコスト縮減を図ります。

続きまして、9月定例会以降における主要課題等への取り組みについて報告します。

【総合計画・産業振興計画】

まずは、総合計画についてです。

昨年度策定の基本構想に引き続き、基本目標ごとに具体の施策等を位置付ける基本計画を策定しているところです。

現在、各課で検討した施策のたたき台を基に、庁内策定委員会、審議会とも部会を設置し、これまで2回の会議開催により議論を重ねております。

今後、残り2回の部会審議を経て、2月上旬に全体会での最終とりまとめを行ったうえで、平成27年3月の市議会定例会へ議案と

して上程することとしております。

このため、議会に対しましても、計画内容を事前にご説明し、ご意見をいただく必要がありますので、近日中に計画の素案をお示ししたいと考えております。

次に産業振興計画についてですが、庁内の検討チームと各産業分野の実践者の方々を加えたワーキンググループ、そして、産業振興関連団体の代表者の方々などで組織する審議会において議論を重ね、さる11月に「中間とりまとめ」を作成したところです。

その中では、本市の産業の現状や課題を洗い出し、目指す将来像を「地域資源を活かした産業の力みなぎる四万十市」と定めております。また、基本方針として「足腰を強め、地力を高める」、「産業間の連携を強化する」、「情報発信と外商の強化」、「産業の担い手、人材の確保・育成」の4つを掲げ、各産業分野の具体的な取組みを示すとともに、「地産地消の促進」と「地産外商の推進」をテーマに産業間が連携した横断的な取組みについても整理したところです。

また、総合計画並びに産業振興計画に対する市民の声を反映する手立てとしまして、先月12日からのパブリックコメントに加え、18日から市内17か所で地区懇談会を実施しております。

市民からいただいた意見を整理のうえ、計画の最終とりまとめに入りたいと考えております。

【高速道路の延伸について】

次に、四国4県を繋ぐ高速道路「8の字ネットワーク」についてありますが、佐賀～四万十間と宿毛～内海間は未だ事業化に至っておりません。

高速道路は「地域をつなぐ・命の道」であり、幡多地域に延伸させることは、地域住民の永年の夢であるとともに、私の夢でもあります。

現在、佐賀～四万十間につきましては、新規事業採択時評価の前段として、事業の必要性などを検証する計画段階評価手続きを実施中ですが、幡多地域の実情や高速道路の必要性を、私自身が強く関係各所に訴える必要があると思ひ至り、本年7月には、大豊町から宿毛市にわたる関係自治体で構成する四国横断自動車道高知県建設促進期成会の会長に就任させていただいたところです。

会長就任後には、国土交通省をはじめとする関係機関へ早期事業化を強く要望し、地元選出の国会議員にも地域の熱い思いを伝えるため、産業振興や南海トラフ地震対応の観点から、高速道路整備が不可欠であるという要望資料をとりまとめ、ご支援をいただけるよう、強くお願いをしてまいりました。

また、宿毛～内海間につきましては、まだ計画段階評価の手続きに着手いただいておりますので、この区間も早期に着手していただくよう、愛媛県側ともスクラムを組み要望を行っております。

一方、片坂バイパスは平成30年度、また中村宿毛道路は平成31年度を開通見通しとして整備を進めていただいておりますが、

見通し通りの整備をお願いするためには、今後とも整備のための予算をしっかりと確保していただく必要があります。

私は、着実な道路整備を進めていただくために、国の道路関係予算が前年度と比較して増額となるよう、あわせて要望を行ってまいりました。

今後とも、本市の悲願であります四国横断自動車道の延伸に向け、全力で取り組んでまいります。

【予土県境地域連携】

高速道路の延伸による宇和島市、四万十町を結ぶ国道381号を軸に、県境を越えた広域連携による地域資源の活用や魅力の向上で誘客を図ろうと、今年3月に予土県境地域連携実行委員会（愛媛県、高知県、宇和島市、鬼北町、松野町、四万十町、四万十市及び西土佐ふるさと市を含む道の駅）が発足されたところです。

この委員会は、点在する道の駅や観光施設等の結びつきを図り、サイクリングイベントの実施やサイクルトレインの運行といったスポーツツーリズムの推進などに取り組んでいこうとするものです。

今年9月14日に実施したサイクリングイベント（四万十・南予横断2リバービューライド）では、愛媛・高知両県で183名が参加され、宇和島市から四万十町まで県境地域の豊かな自然やグルメなど地域の魅力を存分に発信することができました。

また、西土佐ふるさと市を含む道の駅連携による「南予&四万十

味わい紀行」では、周辺観光や体験、特産品、スタンプラリーによるイベントを開催することで、地域の活性化に繋がっています。

今後も美しい自然や地域特産品及びスポーツレジャーなど、県境を越えた広域連携による地域資源の活用や魅力の向上に努め、交流人口の拡大による地域の活性化を目指していきたいと考えております。

【いじめ問題への対応】

次にいじめ問題への対応についてです。

近年いじめは、インターネットを介した個人攻撃等が原因で児童生徒の自殺に繋がる事例が発生するなど、その形態が複雑多様化しており大きな社会問題となっております。

昨年9月にいじめ防止対策推進法が施行されたことを受け、本市におきましても、今年9月に「四万十市いじめ防止基本方針」を策定いたしました。

これまでも各学校において、いじめ防止基本方針を策定し、複数の教職員や外部の心理、福祉等の専門的知識を持った者から構成する組織を設置のうえ、いじめの防止や早期発見、早期対応への取り組みを行ってきたところです。

しかしながら、いじめの形態が複雑多様化している中においては、学校だけの対応にとどまらず、地域社会全体で取り組んでいく必要がございます。

このため、この基本方針に基づき、今後のいじめの防止、早期発見や事態への対応を行うため次の3つの組織を設置するなど、いじめの根絶に向けた取り組みを推進していくことにしております。

1つには、市内の関係する諸団体の連携を図ることを目的とした「四万十市いじめ問題対策連絡協議会」を設置するものです。これは、学校、教育委員会、児童相談所や警察等、諸団体相互の情報共有や横断的な啓発活動などを行うもので、小さいいじめのサインを見逃さずことなく、早期発見につながる取り組みを推し進めていくというものです。

2つ目は、主にいじめ問題の調査を行う「四万十市いじめ問題専門委員会」を設置します。これは、重大ないじめ問題が発生した際に学校や教育委員会だけでなく、専門的な知識や経験を持った第三者を交えた調査により、実態把握と原因の究明に努めていこうとするものです。

3つ目には、「四万十市いじめ問題調査委員会」を設置します。これは、先の「四万十市いじめ問題専門委員会」が扱う重大事態の調査結果について、教育委員会の対処内容や同じような事件の発生防止のために、市長である私が再調査すべきと判断した場合に、当該事案の調査を可能とする附属機関として市長部局に設置をするものです。

いじめ問題は、子どもの生命に関わる深刻な課題であるため、いじめの根絶に向け、市、教育委員会、学校や団体等が連携し、

積極的に推進してまいります。

なお、この組織の設置につきましては、今議会に議案として上程しておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

【子ども・子育て新制度】

次に、子ども・子育て新制度についてです。

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育てへの総合的な支援を推進するため、子ども・子育て支援新制度として来年度4月からスタートいたします。

この新制度は、市町村において幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園、保育所などの整備を計画的に進めることとし、その目的は次の3つとされております。

一つには、幼児教育と保育を一体的に提供する幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の普及を行い、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を行うこと、二つ目としましては、認定こども園や保育所に加え、事業所内保育といった3歳未満の少人数の子どもを保育する地域型保育事業を組み合わせ、保育の量的拡大や、教育・保育の質の改善を図ろうとするものです。三つ目としましては、地域の子ども・子育て支援の充実としまして、地域子育て支援センターや学童保育の機能強化など、すでにある事業の充実を図ることとされております。

こうした新制度の創設を受け、現在市では、平成27年度から向こう5年間を計画期間とします「子ども・子育て支援事業計画」の策定作業を進めているところです。

昨年度実施しました、幼児期の学校教育、保育、子育て支援に係るニーズ調査を基に、保育所・幼稚園・小学校の保護者、幼稚園長、校長会、民生・児童委員協議会、市の関係行政機関で構成する「四万十市子ども・子育て会議」を設置しまして、様々な角度からご意見をいただいているところです。

また、民間事業者におきましても、幼稚園が認定こども園へ、認可外保育施設の一部が認可保育所へと、それぞれ移行準備が進められております。こうした動きは、乳幼児の待機児童解消につながることを期待されることから、市としましてもこれら民間事業者に対して必要な施設整備等の助成を行うことにより、安心して子どもを産み育てていける環境づくりに努めているところでございます。

一方、新制度において施設等の利用にあたっては、市町村が給付費を支給する仕組みとなっております。このため、サービスを提供する事業所が運営基準を満たしているかの確認行為と、地域型保育事業における事業所の認可行為が、市町村事務として義務付けられておりますことから、内閣府の定めによる運営基準条例を定めることが必要です。

こうしたことから今定例会には、関連する2つの条例案を議案として上程しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

す。

【行政改革】

最後に、行政改革についてです。

国の合併特例措置期間の終了が平成32年度末に迫る中、四万十市として身の丈に合った行財政規模への変革が求められています。

そのため、平成27年度を初年度とする第2次四万十市行政改革大綱と推進計画の策定に向け、昨年来より全課からの提出調書を基本に調整協議を行い、大綱の骨格部分を固めた段階です。現在は大綱の素案策定と合わせ、その詳細な取り組みを進めるための推進計画の調整をしているところです。

今後は、年末に予定しています行政改革実施本部における確認を経たうえで、来年早々には附属機関であります行政改革委員会に諮問をしたいと考えております。あわせまして議会所管委員会に対してもその案についてご報告したいと考えております。

以上で主要課題等への取り組みについてのご報告を終わります。